

審査基準

令和4年4月1日作成

法令名：風俗営業等適正化法
根拠条項：第31条の23において準用する第7条の3第3項において準用する第7条第5項
処分の概要：法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審査基準：
標準処理期間：14日
申請先：あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）
問合せ先：申請先警察署の生活安全課（係）又は熊本県警察本部生活環境課（電話 096-381-0110 内線 3184、3185）
備考：